

川崎市緑の推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市基金条例（昭和46年3月23日条例第2号）第3条第1号に掲げる緑化基金から生じる果実等を基に、緑豊かなまちづくりに向けて、地域における身近な緑を持続的に保全、創出、育成及び活用していくため、民有地を含む都市緑化（以下「都市緑化」という。）や市民が自主的に行う公園緑地等の維持管理（以下「公園緑地維持管理」という。）等を推進する団体に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の対象となる団体は、都市緑化や公園緑地維持管理等の推進を目的とする事業及びボランティアセンター管理運営を行う公益財団法人川崎市公園緑地協会（以下「協会」という。）とする。

(補助金の使途等)

第3条 協会は、次の各号に掲げる事業及びボランティアセンター管理運営に係る経費について、補助金を使用しなければならない。

- (1) 緑地保全事業
- (2) 緑化推進事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) 花の街かど景観事業
- (5) わがまち花と緑のコンクール事業
- (6) 緑のボランティア育成事業
- (7) 緑のボランティア活動支援事業

2 前項に掲げる事業の交付対象及び交付内容は別表のとおりとする。

(通知)

第4条 市長は、前条第1項第1号及び4号に係る事業に関し、協定の締結等の必要な事由が生じた場合は、協会へ通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額及び交付決定)

第6条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において決定する。

2 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し協会に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 協会は、補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項という中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助金の交付について、目的の達成のために必要があると認めたときは、概算払い

により支払うことができる。

(事業報告等)

第9条 協会は、会計年度終了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び決算書
- (2) 発注実績報告書(第2号様式)
- (3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第3号様式)

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 協会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第4号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は協会に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第7条第1項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の執行状況等について必要な書類、帳票等を調査し又は協会に対し報告を求めることができる。

(補助の取消し等)

第11条 市長は、協会が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を第3条に規定する用途以外に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第7条又は第9条の規定に違反したとき。

(施行の細則)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は建設緑政局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 自然保護・回復育成事業奨励金交付要綱は、廃止する。

附 則

この改正規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

緑地保全事業

管理費	保存樹林表示板 保存生垣表示板 保存樹木表示板 まちなみ調査保全
奨励金支払	緑の保全地域等管理 緑地保全 樹木保存 樹林保存

緑化推進事業

人件費	職員給与等 職員各種手当、保険料等
旅費	
通信運搬費	電話料 郵送料等
消耗品費	樹木等 作業用物品等
修繕費	事務機器修繕等
印刷製本費	緑化推進事業パンフレット等
賃借料	各種事務機器賃借料
租税公課	印紙
負担金	都市緑化基金等連絡協議会会費等
助成決定	屋上緑化助成 壁面緑化助成 生垣づくり助成 駐車場緑化助成 みどりの事業所推進協議会助成 まちなみ助成
会議費	
手数料	

普及啓発事業

人件費	臨時的任用者賃金等
消耗品費	思い出記念樹 イベント配布用苗木等
	PR用緑化資材等
	ポスター・標語コンクール賞品等
印刷製本費	PR用印刷物
賃借料	コンクール会場使用料等
負担金	協賛金
管理費	富士通前花壇
会議費	ポスター・標語コンクール審査会
手数料	ポスター・標語コンクール筆耕料等

花の街かど景観事業

管理費	市役所通り、駅前花壇
-----	------------

わがまち花と緑のコンクール事業

通信運搬費	表彰式通知等
消耗品費	表彰式用品等
印刷製本費	ポスター、チラシ等
賃借料	表彰式会場
諸謝金	運営委員等謝礼
会議費	選考会等

緑のボランティア育成事業

通信運搬費	各種講座案内通知
消耗品費	里山ボランティア育成講座等
印刷製本費	各種講座資料、教材
賃借料	各種講座会場使用料
保険料	各種講座保険料
諸謝金	講座講師謝礼等
管理費	
会議費	研修会

緑のボランティア活動支援事業

通信運搬費	助成金申請書送付等
消耗品費	交流会事務用品等
印刷製本費	広報誌の作成、交流会チラシ等
賃借料	会議使用料、AED 使用料等
燃料費	ガソリン代
諸謝金	交流会等講師謝礼
管理料	
支払助成金	緑の活動団体助成金
保険料	
会議費	交流会実行委員会会議等

(第1号様式)

川崎市緑の推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地

名 称

代表者

川崎市緑の推進事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助の名称

2 補助申請額

3 添付書類

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

企業・団体名 _____
代表者 職名 _____
氏名 _____ 印

年 月 日第 _____ 号で交付決定された事業について、川崎市緑の推進事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

- (6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市緑の推進事業補助金交付要綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

(第4号様式)

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あて先)

公益財団法人川崎市公園緑地協会

代表者名 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

(ふりがな)

代表者職氏名 _____

印

資本金の額 _____ 円

職員総数 _____ 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)